

---

■ 法人名 : 関西電力株式会社

■ 部 署 : 経理室

■ 氏 名 : 石堂 敦士

---

■コメント:

(論点1) 少数株主持分の取扱い

: ・少数株主損益を、IFRS同様に、当期純利益に含めるか?

・支配が継続している場合の親会社持分の変動により生じた差額の取扱い

【コメント】

国際的な会計基準に合わせる方向で見直すべきであるとする。

【理由】

親会社説(現行日本基準)の妥当性は理解できるものの、国際的な比較可能性を考慮し、見直すべきである。

ASBJの案(A案、B案)では、以下のような懸念が想定される

(A案)親会社持分の変動により生じた差異は純資産の評価・換算差額等として、将来に繰延べ、支配を喪失した際に損益振替。

→財務諸表の表示を見直し、クリーンサプラースを前提とする「包括利益」を表示することとなった場合、国際的な会計基準との差異は残ることになる。

(B案)持分売却時は損益処理を行い、追加取得時は評価・換算差額等に計上し、一定期間にわたり損益とする。

→持分変動差額を即時に損益認識するケースが依然残ることとなる。

(論点4) のれんの償却

: のれんの償却の可否について

【コメント】

国際的な会計基準に合わせ、償却は行わない方向で検討すべきとする。ただし、減損テストの在り方については、十分な検討が必要であると考えている。

毎年の減損テストの実施は、財務諸表作成者に過度の負担を強いると考えており、企業結合時に想定している状況を大きく逸脱していない等の状況であれば、減損テストは不要であるとする。

【理由】

のれんの取扱いについては、日本の会計基準と国際的な会計基準の大きな差異の一つであり、償却を行う妥当性は理解できるものの、のれんの償却が財務的に相当なインパクトを持つ事例が多いことを考えれば、国際的な比較可能性に十分配慮した取扱いが必要と考えられる。